

## 4. 防災指針

### 4-1 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

#### 4-1-1 リスク分析と課題の抽出

「立地適正化計画策定の手引き」では、洪水、土砂、津波災害等の災害要因ごとに検討を行うことが必要とされています。また、災害ハザードには、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」に区分されています。

本町における災害リスクの分析・課題の抽出にあたっては、災害ハザード情報と、建物現況等の都市情報を重ね合わせて分析・評価を行い、災害リスクの高い地域の抽出等を行います。

災害ハザード情報と重ね合わせる都市情報は以下のとおりとします。

表 4-1 重ね合わせる都市の情報

| 都市の情報          | 出典                    |
|----------------|-----------------------|
| 建物・建物階数        | 熊本県都市計画基礎調査（令和3年）     |
| 要配慮者利用施設       | 菊陽町地域防災計画・水防計画（令和6年度） |
| 指定避難所・指定緊急避難場所 | 菊陽総合防災マップ（令和4年度）      |
| 道路網            | 熊本県都市計画基礎調査（令和3年）     |

表 4-2 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点

| 災害ハザード情報     | 都市の情報  | 分析の視点  |
|--------------|--|--|
| 洪水浸水想定区域（L2） | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物階数</li> <li>要配慮者利用施設</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋浸水のおそれがあるか</li> <li>施設が継続的に利用できるか</li> </ul>                          |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路網</li> <li>アンダーパス※</li> <li>避難施設（避難所・避難場所）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難路として活用可能か</li> <li>避難施設を活用できるか</li> </ul>                             |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路寸断のおそれがないか</li> </ul>   |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物</li> <li>要配慮者利用施設</li> <li>避難施設（避難所・避難場所）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊のおそれがある建物が存在するか</li> </ul>  |
| 土砂災害警戒区域     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物</li> <li>要配慮者利用施設</li> <li>避難施設（避難所・避難場所）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋の損壊や倒壊のおそれがあるか</li> <li>施設が継続的に利用できるか</li> <li>避難施設を活用できるか</li> </ul> |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路寸断のおそれがないか</li> </ul>   |
| 地震（揺れやすさ）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準建物</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊のおそれのある建物がないか</li> </ul>  |

※現在のところ菊陽町のアンダーパスは、県道36号（熊本空港）のみのため、本分析では対象外とする

(1) 洪水災害リスクによる分析

1) 洪水浸水想定区域(浸水深)×建物階数

浸水想定区域は白川、堀川沿いに広がっており、浸水想定区域内に建物が多数立地しています。

市街化区域内では浸水深0.5m未滿の区域に建物が立地しています。

市街化調整区域では、原水や馬場楠、戸次等で浸水想定区域内に建物の立地が見られ、特に馬場楠や戸次では浸水深3.0m以上の区域に建物が立地しており、早期避難が必要です。

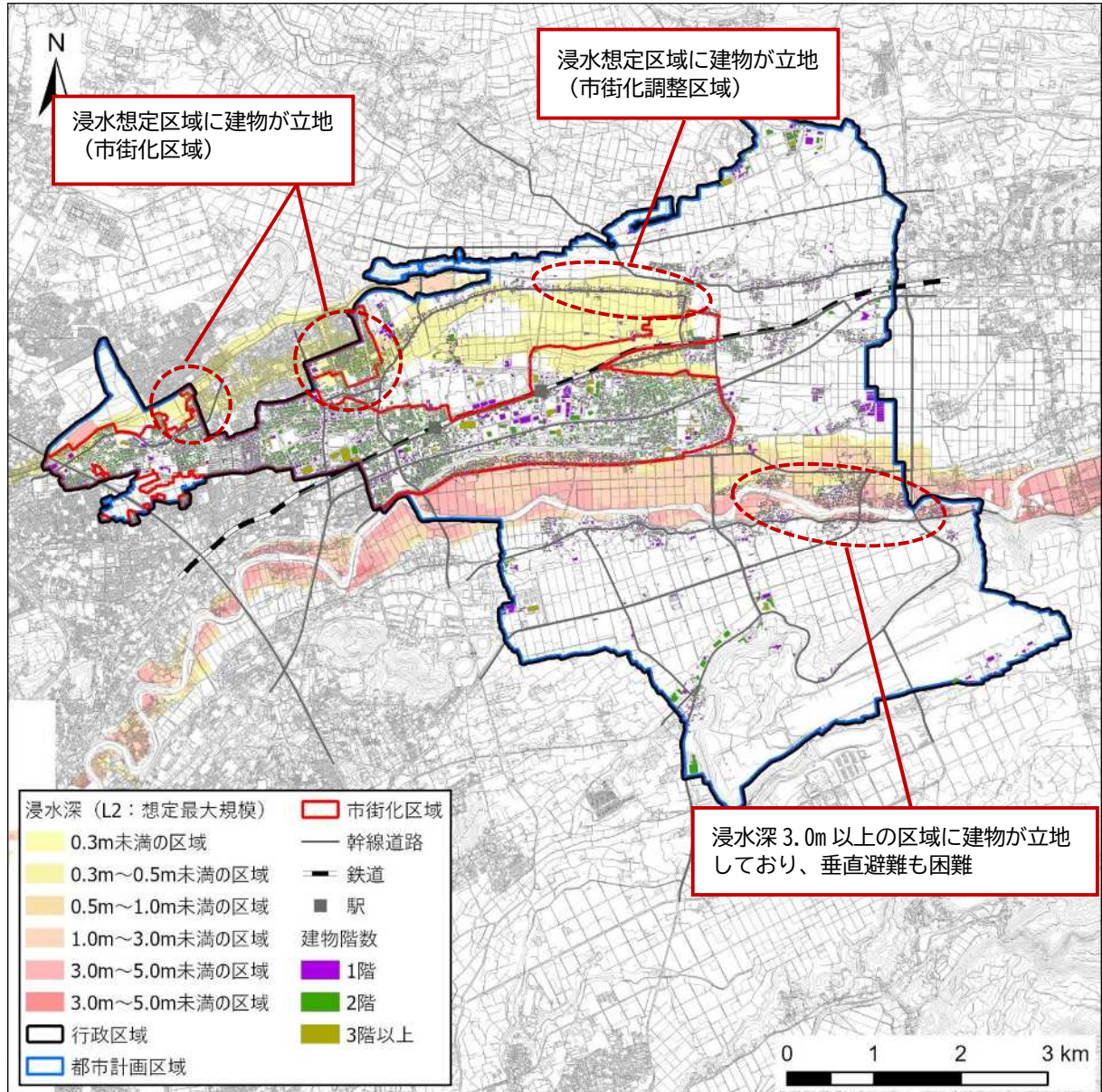


図 4-1 洪水浸水想定区域(浸水深)×建物階数

出典：熊本県資料、都市計画基礎調査(令和3年)

※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和8年5月22日に市街化区域へ編入済

## 2) 洪水浸水想定区域(浸水深) × 要配慮者利用施設

浸水想定区域内に複数の要配慮者利用施設の立地がみられます。

町中南部の久保田、馬場楠では浸水深 3.0m 以上の区域に要配慮者利用施設が立地しており避難体制の確保等の検討が必要です。

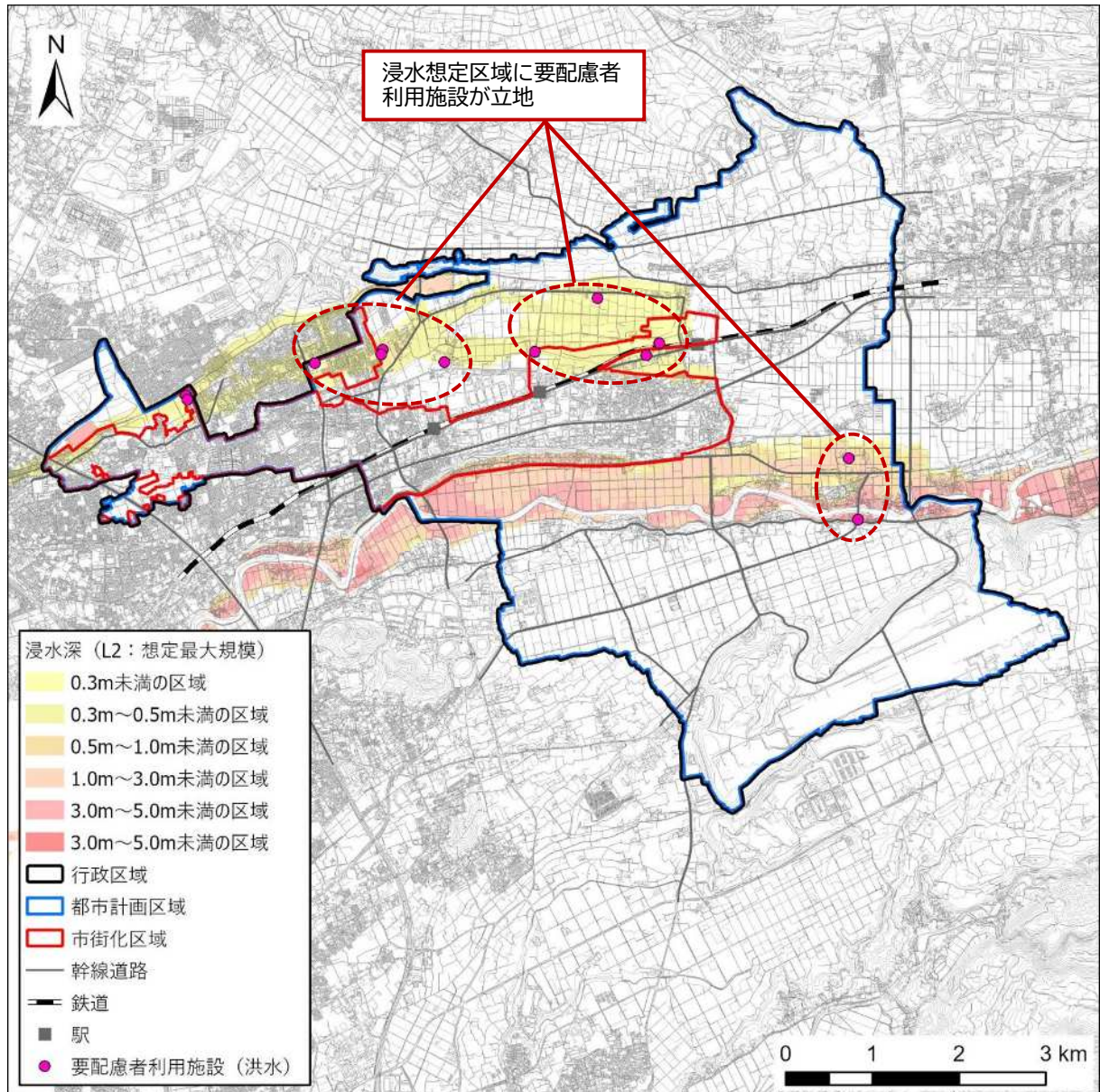


図 4-2 洪水浸水想定区域(浸水深)×要配慮者利用施設

出典：熊本県資料、菊陽町地域防災計画・水防計画(令和6年度)、都市計画基礎調査(令和3年)  
※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和8年5月22日に市街化区域へ編入済

### 3) 洪水浸水想定区域(浸水深)×避難所・避難施設

浸水想定区域内に洪水時の避難所・避難場所の立地はありません。

中南部地区では、道路が浸水深 1.0m 以上の区域と重複しており、洪水発生時に避難が困難になるおそれがあります。また、東部町民センターは浸水想定区域に含まれていないものの、周辺を浸水想定区域に囲まれており、災害発生時に孤立するおそれがあります。

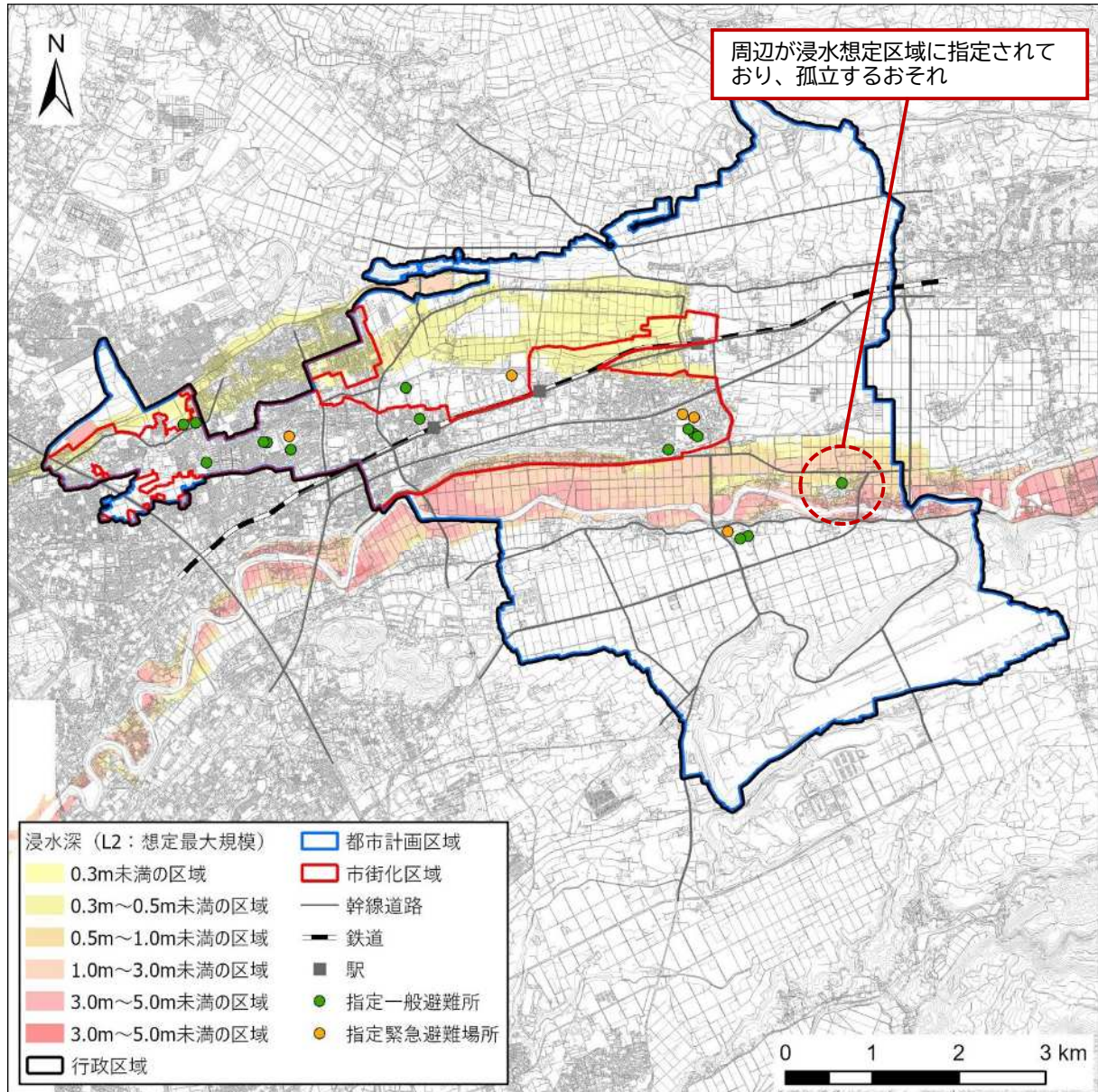


図 4-3 洪水浸水想定区域(浸水深)×避難所・避難施設

出典：熊本県資料、菊陽町防災マップ（令和4年度）、都市計画基礎調査（令和3年）  
 ※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和8年5月22日に市街化区域へ編入済

#### 4) 洪水浸水想定区域(浸水深) × 緊急輸送道路

国道 443 号(第 1 次緊急輸送道路)が浸水深 3.0m 以上の区域に指定されており、洪水発生時に通行不可となるおそれがあります。

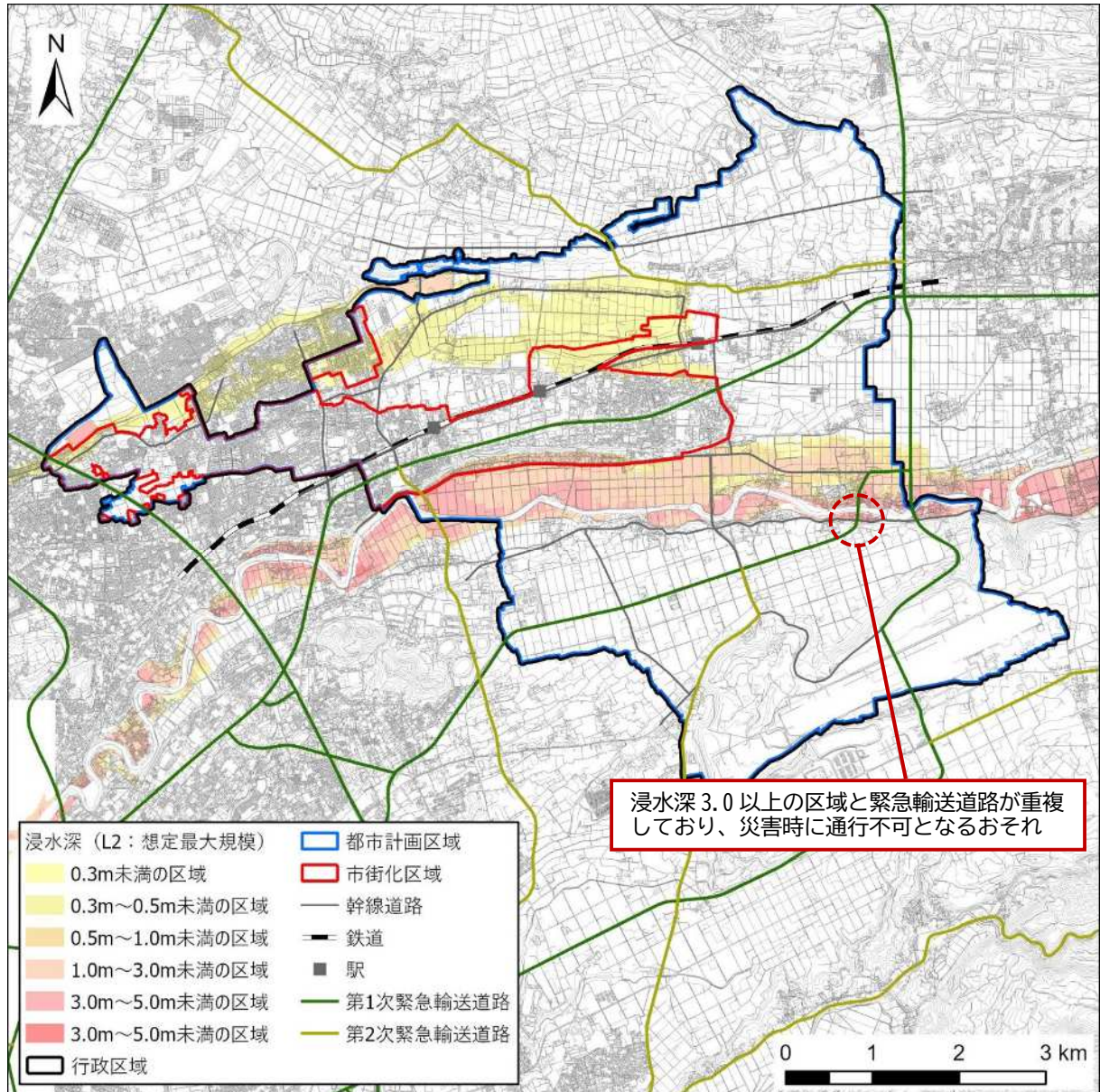


図 4-4 洪水浸水想定区域(浸水深) × 緊急輸送道路

出典：熊本県資料、国土数値情報 緊急輸送道路(令和 2 年)、都市計画基礎調査(令和 3 年)  
※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和 8 年 5 月 22 日に市街化区域へ編入済

### 5) 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

家屋倒壊等氾濫想定区域に建物の立地がみられます。

堀川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）については、数件の建物立地がみられます。

白川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食、氾濫流）については、馬場楠、戸次等で区域内に建物が多数立地しています。

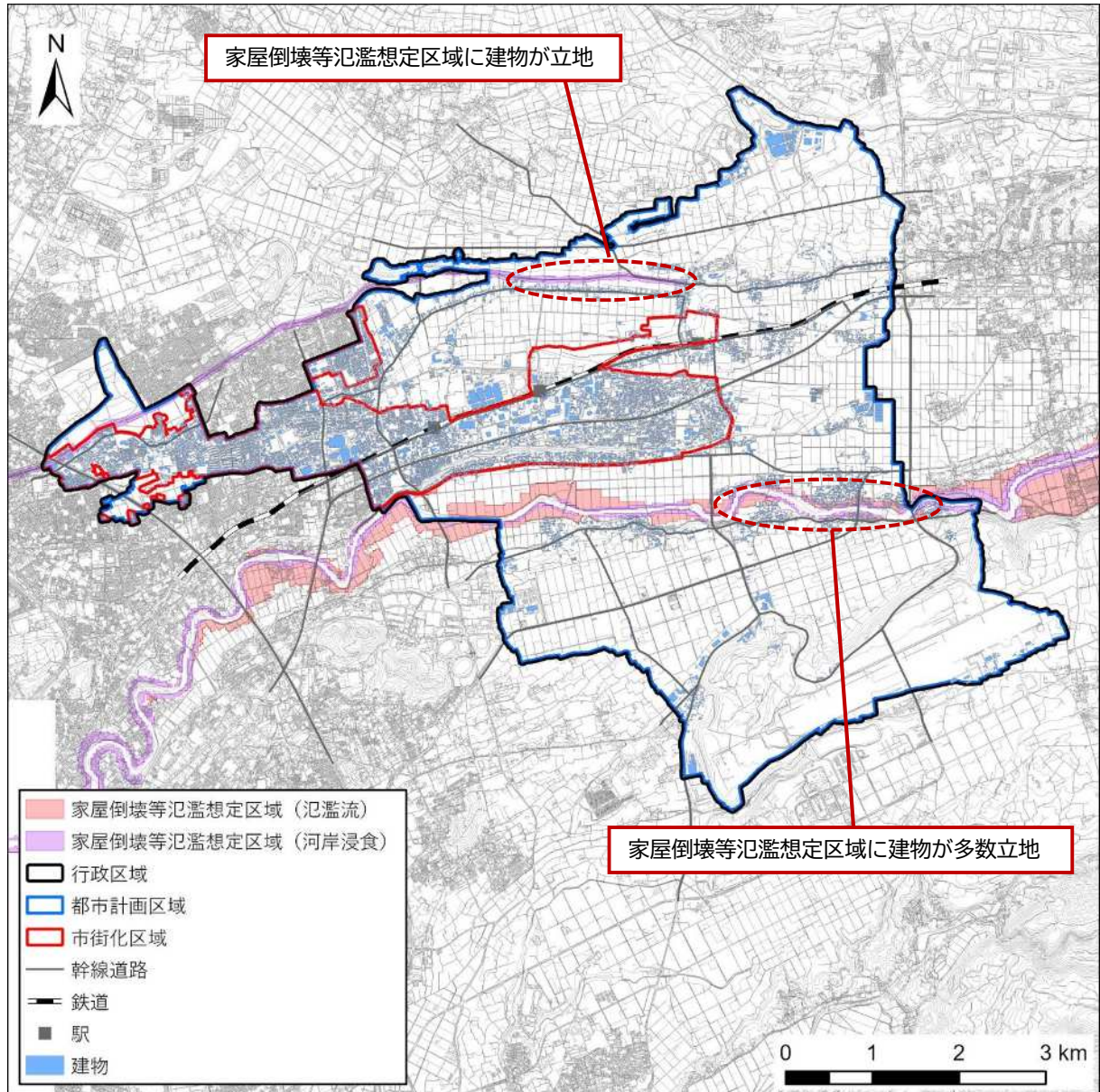


図 4-5 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

出典：熊本県資料、都市計画基礎調査（令和3年）

※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和8年5月22日に市街化区域へ編入済

## 6) 家屋倒壊等氾濫想定区域×要配慮者利用施設、避難所・避難場所

白川の家屋倒壊等氾濫想定区域内に要配慮者利用施設が1件立地しています。

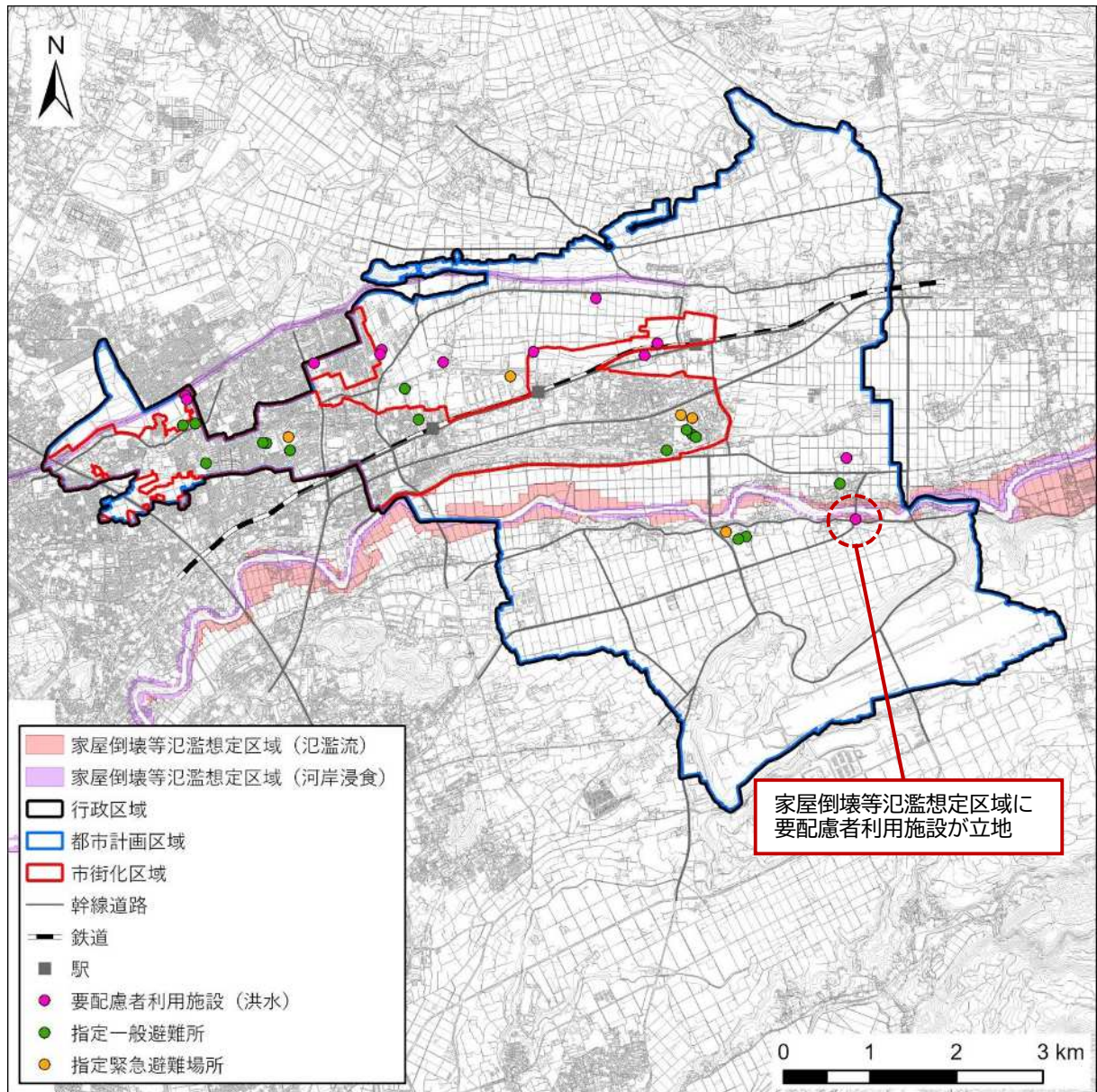


図 4-6 家屋倒壊等氾濫想定区域×要配慮者施設、避難所・避難場所

出典：熊本県資料、菊陽町地域防災計画・水防計画（令和6年度）、菊陽町防災マップ（令和4年度）  
都市計画基礎調査（令和3年）

※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和8年5月22日に市街化区域へ編入済

## (2) 土砂災害リスクによる分析

### 1) 土砂災害警戒区域×建物分布

市街化区域内では、津久礼の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に建物が立地しています。

市街化調整区域では、白川沿いの馬場楠、戸次や熊本空港北部の曲手地区で土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に建物の立地が見られます。

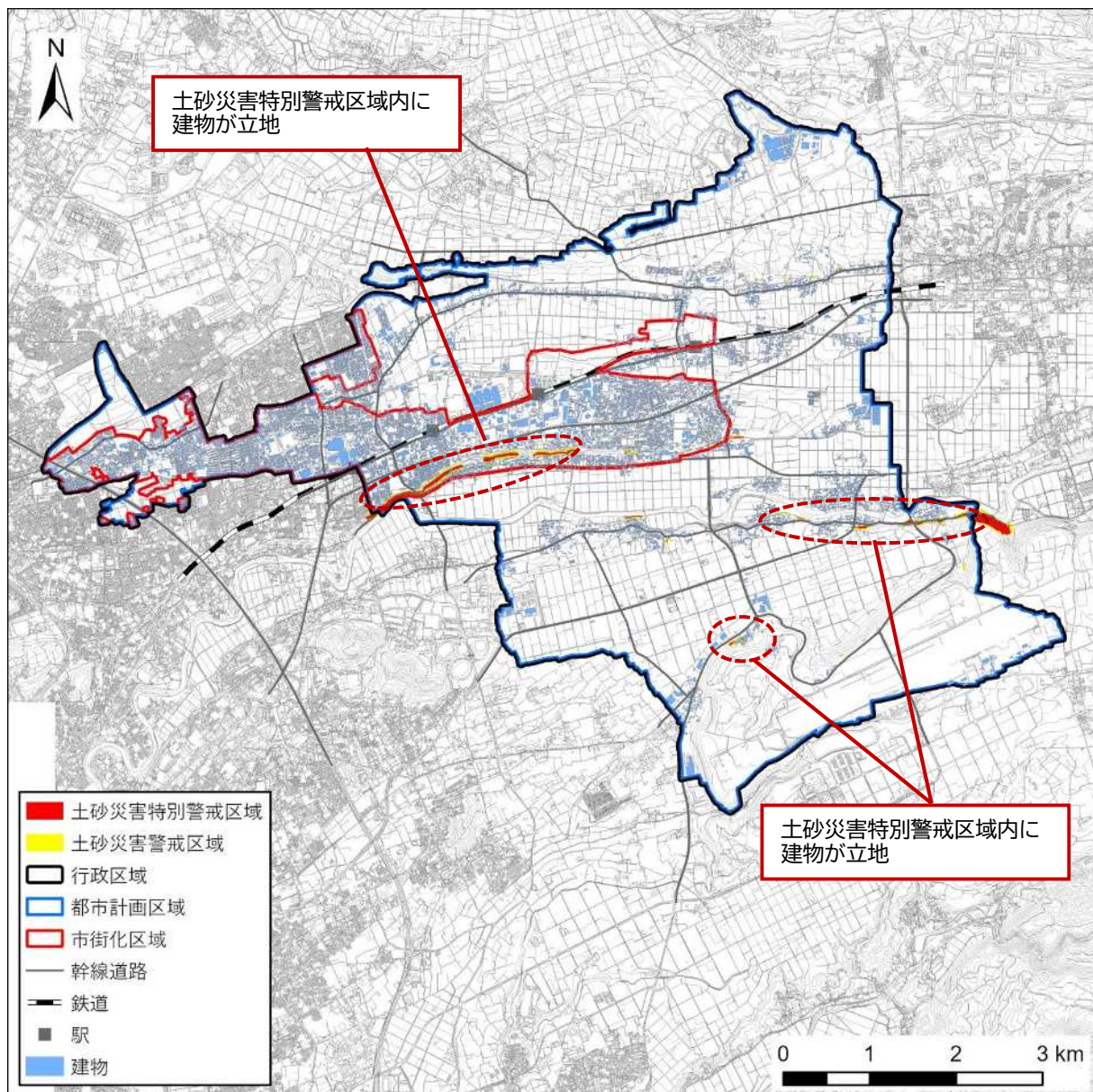


図 4-7 土砂災害警戒区域×建物分布

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和 5 年）、都市計画基礎調査（令和 3 年）  
※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和 8 年 5 月 22 日に市街化区域へ編入済

## 2) 土砂災害警戒区域×要配慮者施設、避難所・避難施設

熊本空港北部の曲手地区の病院、老人福祉施設の敷地が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に含まれています。

土砂災害警戒区域内に、土砂災害時の避難所・避難場所の立地はありません。

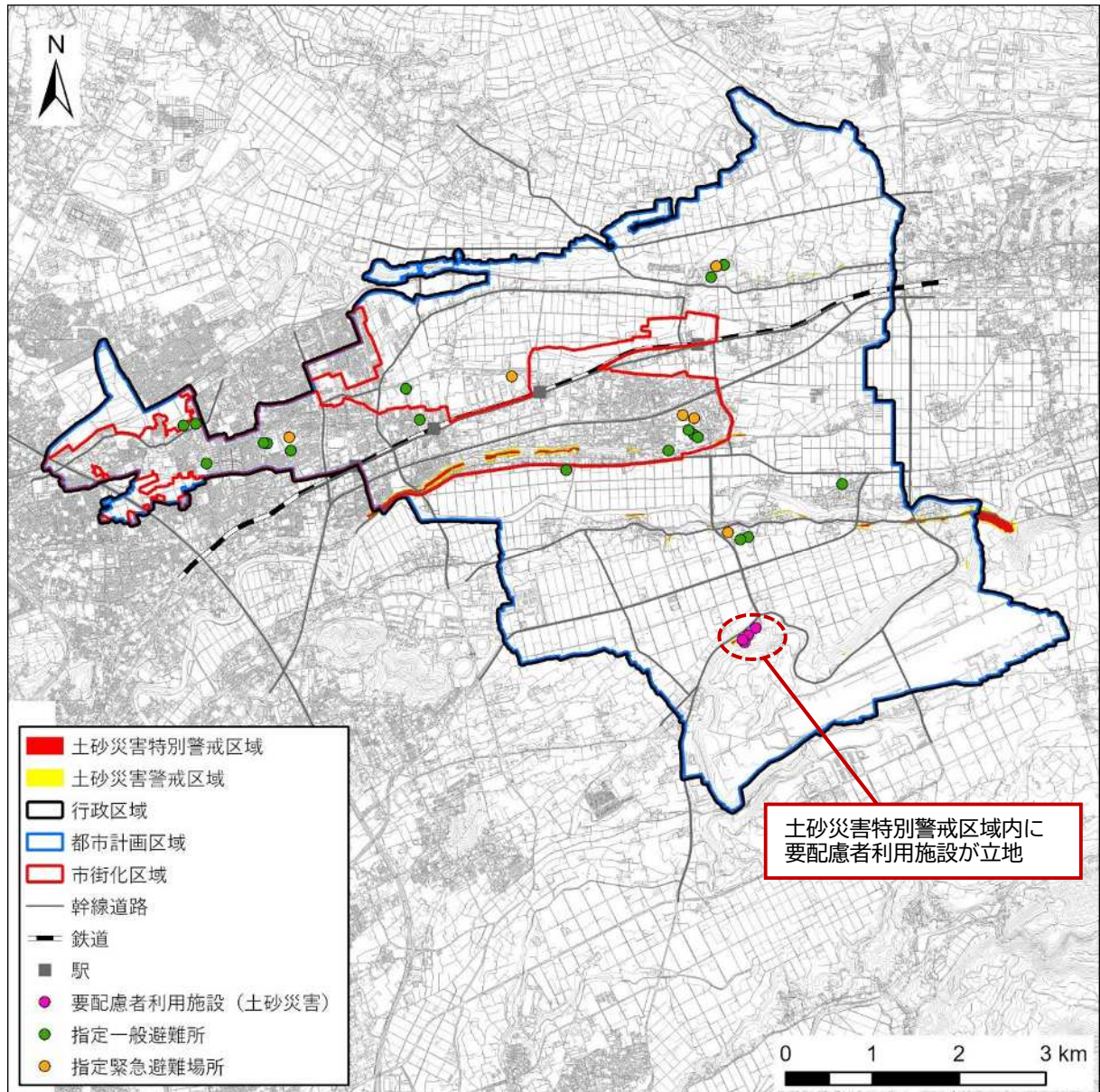


図 4-8 土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設、避難所・避難施設

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和 5 年）、菊陽町地域防災計画・水防計画（令和 6 年度）、  
菊陽町防災マップ（令和 4 年度）、都市計画基礎調査（令和 3 年）  
※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和 8 年 5 月 22 日に市街化区域へ編入済

### 3) 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

県道 138 号が土砂災害警戒区域内を縦断しており、土砂災害発生時に道路が分断されるおそれがあります。

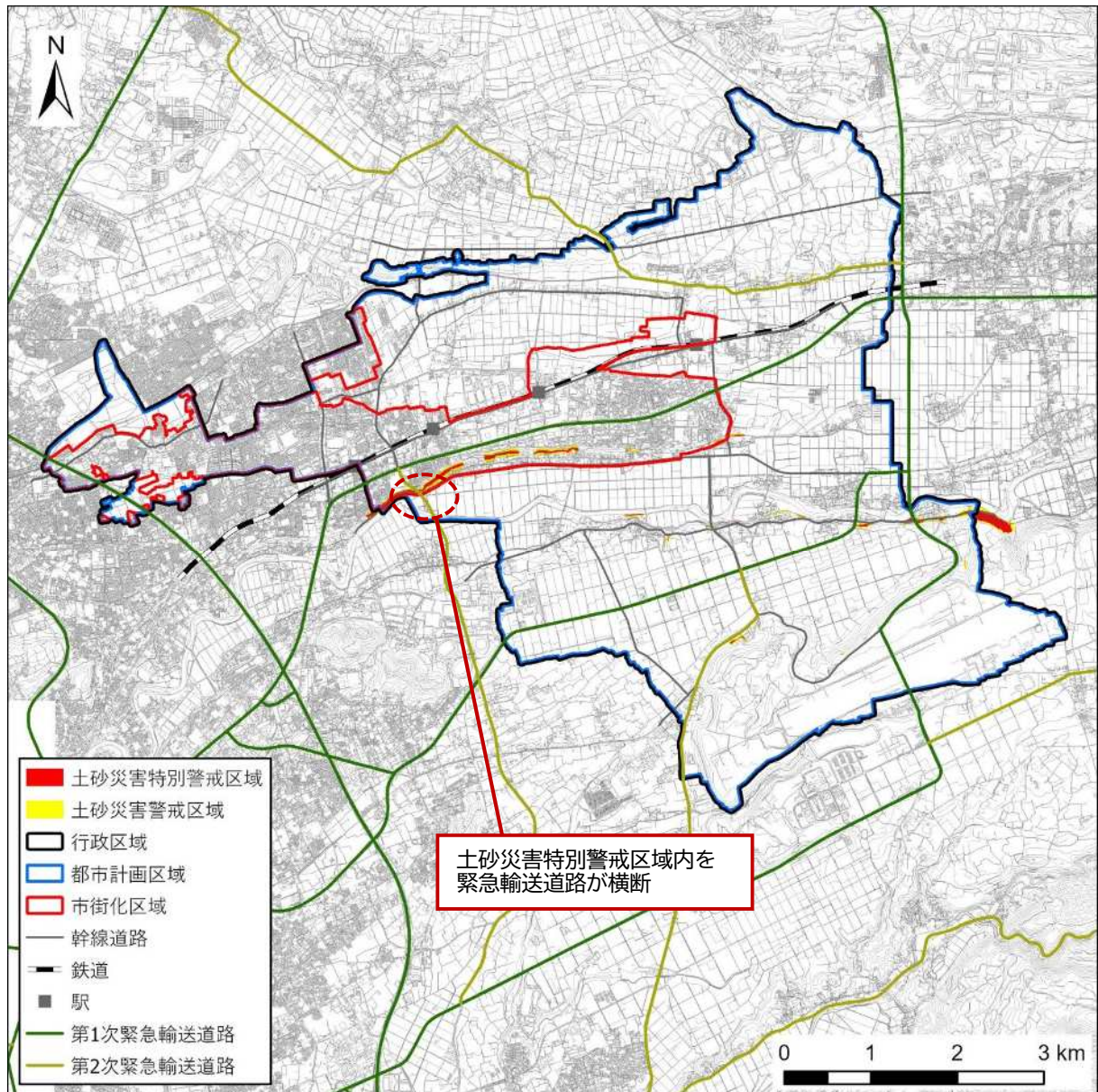


図 4-9 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（令和 5 年）、国土数値情報 緊急輸送道路（令和 2 年）、  
都市計画基礎調査（令和 3 年）  
※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和 8 年 5 月 22 日に市街化区域へ編入済

### (3) 地震災害リスクによる分析

#### 1) 揺れやすさ×旧耐震基準建物分布

市街化区域内では武蔵ヶ丘、津久礼地区で旧耐震基準建物と新耐震基準建物の混在がみられます。

市街化調整区域では、旧耐震基準建物が多数残存しており、想定される震度 6 弱の地震が発生した場合に倒壊のおそれがあります。

※旧耐震基準建築物は、昭和 56 年（1981 年）5 月以前に建築確認を受けた建物で、震度 5 強程度の地震に耐える構造として設計

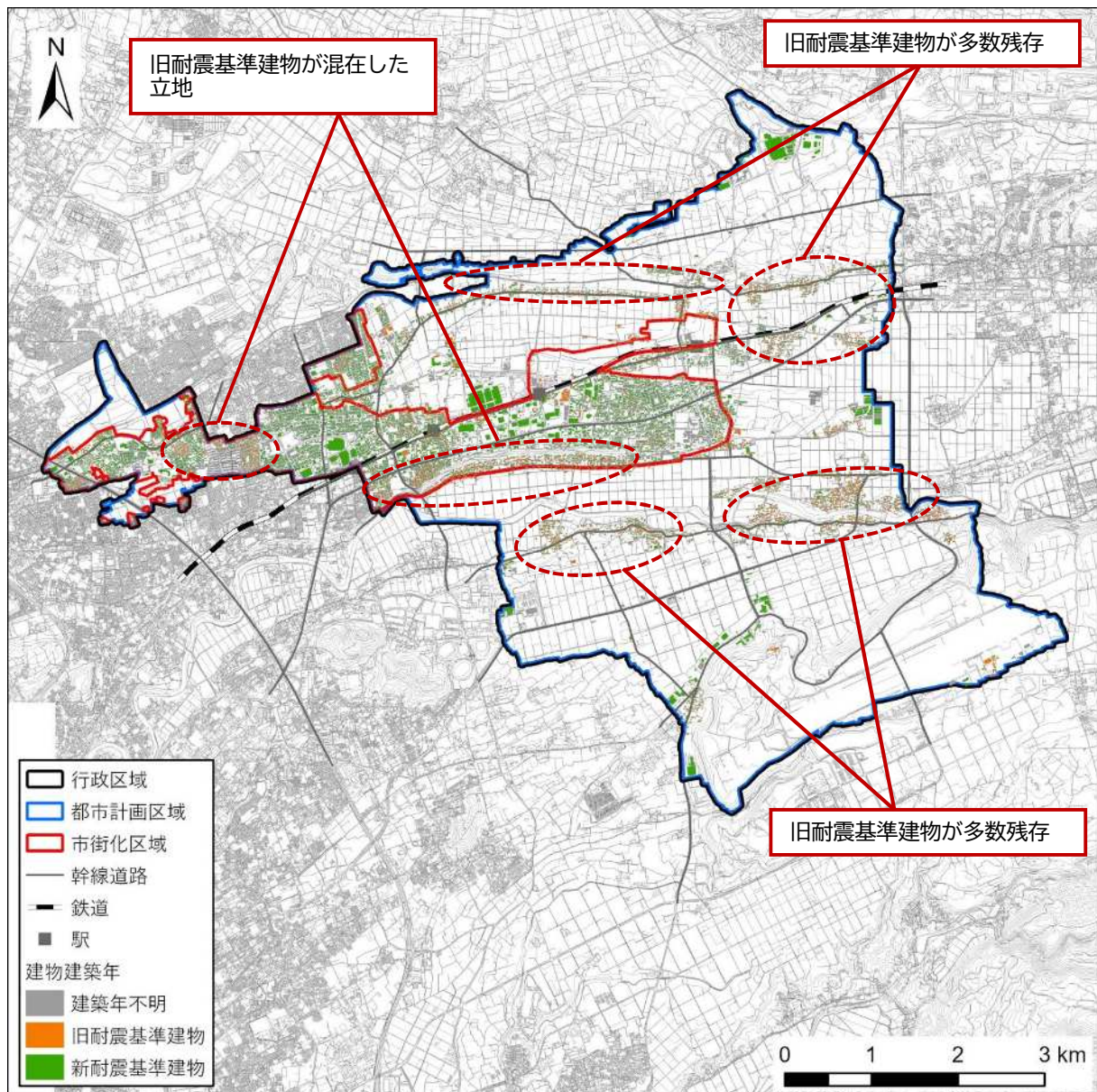


図 4-10 旧耐震基準建物分布

出典：都市計画基礎調査（令和 3 年）

※原水駅周辺土地区画整理事業区域内は令和 8 年 5 月 22 日に市街化区域へ編入済

#### 4-1-2 地区ごとの防災上の課題の整理

前節までで整理した、災害ハザード情報と都市の重ね合わせによる分析結果を踏まえ、地区ごとの防災上の課題を整理します。

なお、地区ごとの防災上の課題の整理にあたっては、菊陽町都市計画マスタープランにおける地区区分を参考に、以下の6地区に分割し整理を行います。

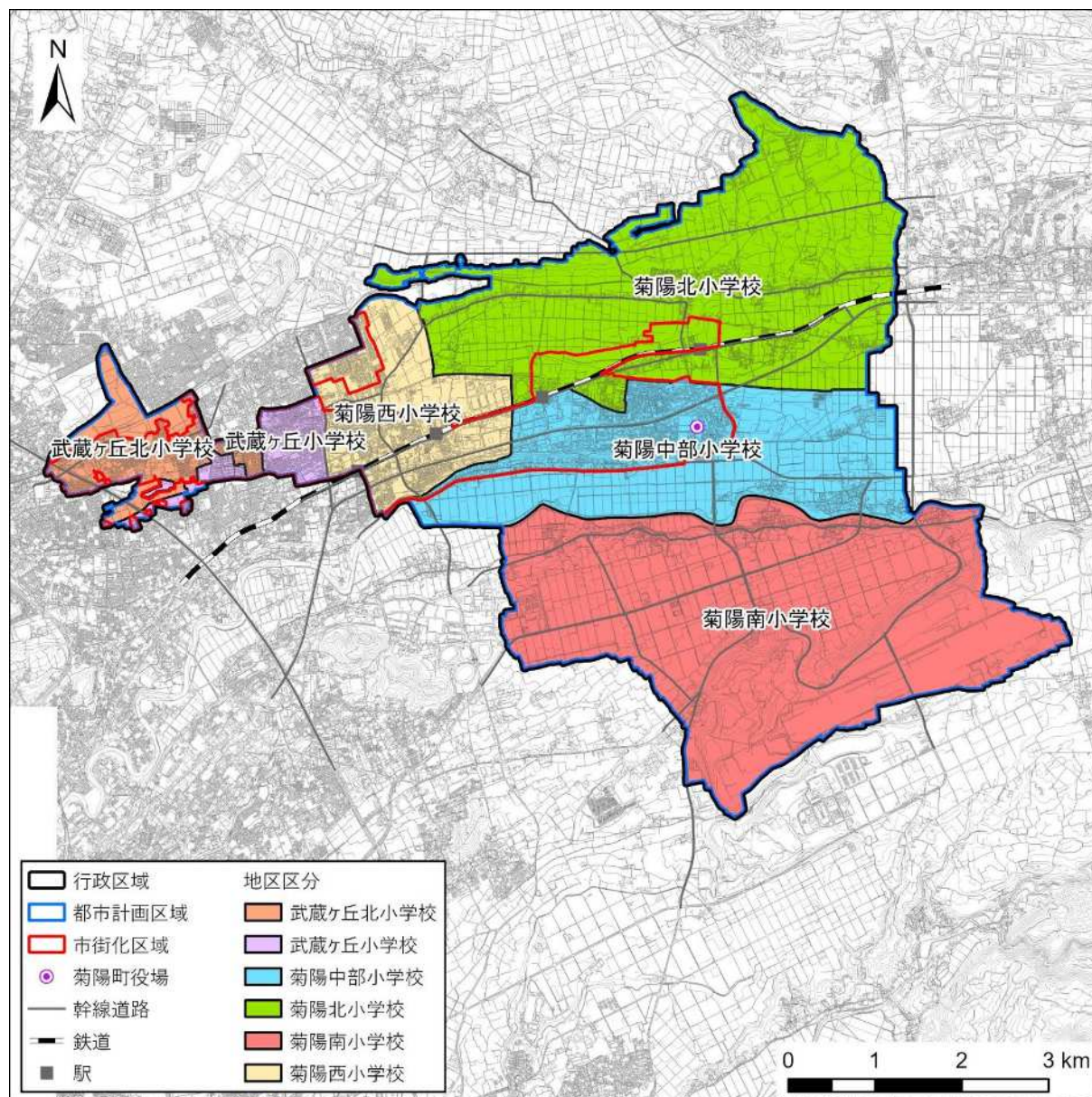


図 4-11 地区区分

(1) 菊陽南小学校地区における課題

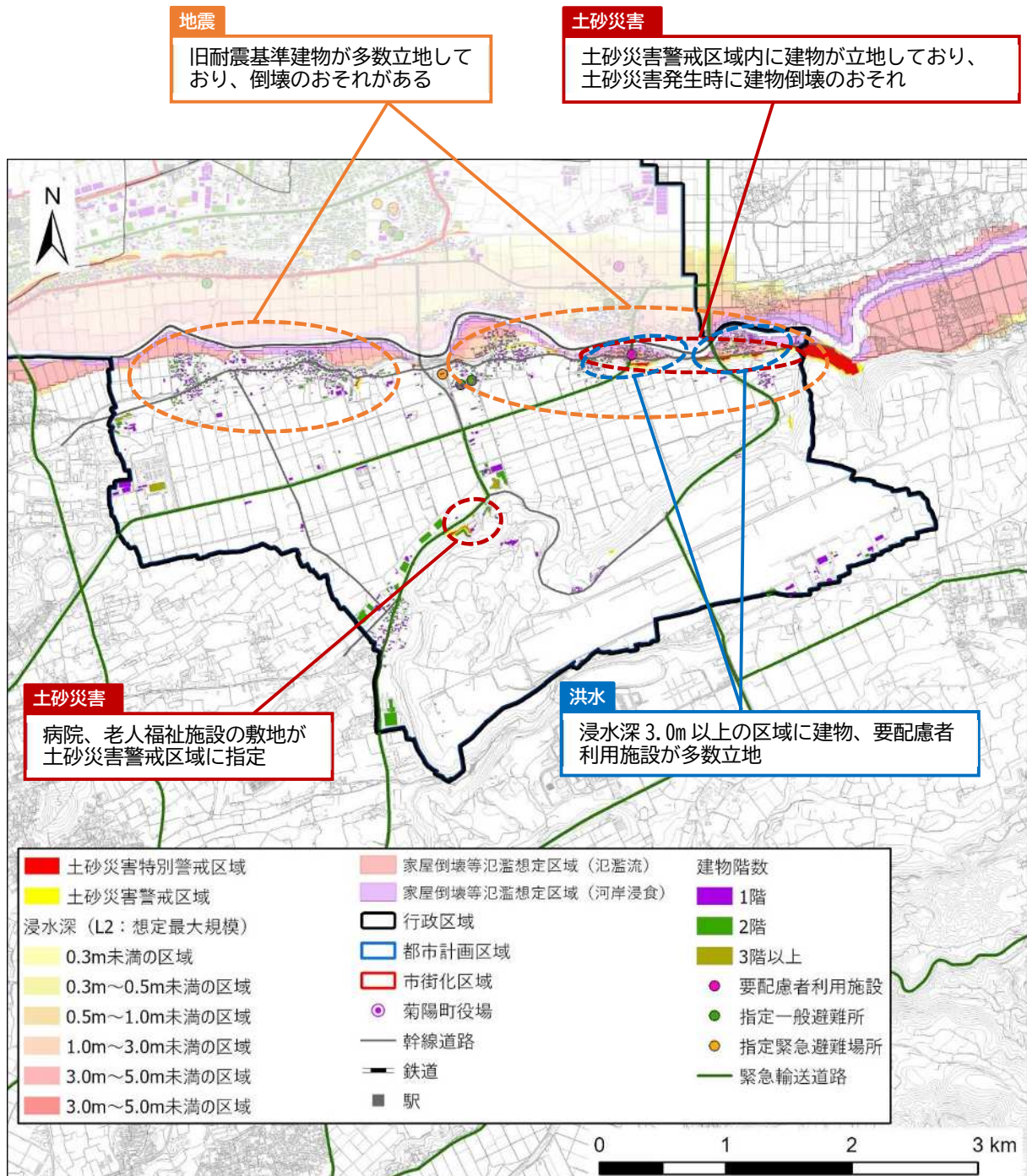


図 4-12 菊陽南小学校地区における防災上の課題

(2) 菊陽中部小学校地区における課題

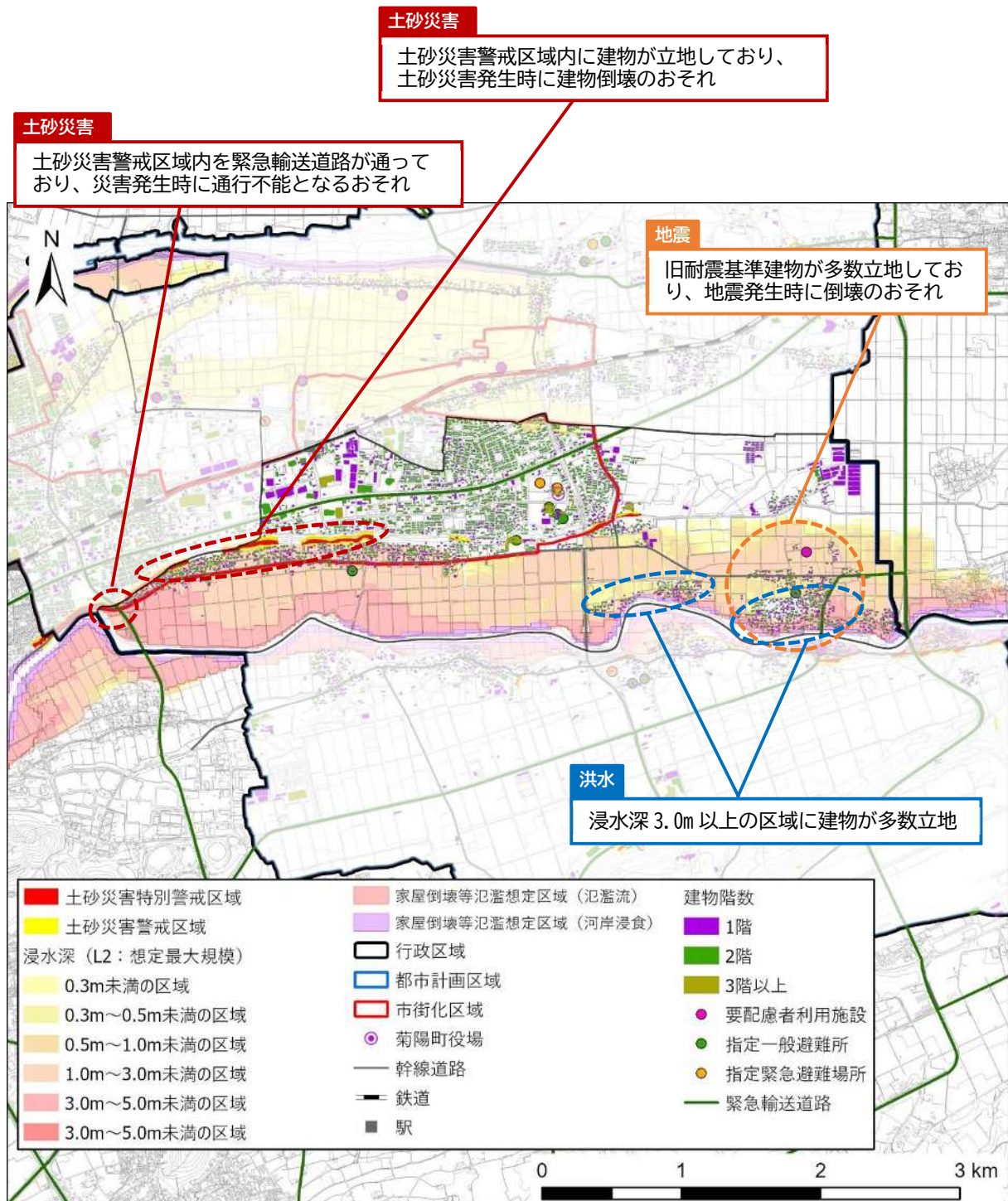


図 4-13 菊陽中部小学校地区における防災上の課題

(3) 菊陽北小学校地区における課題

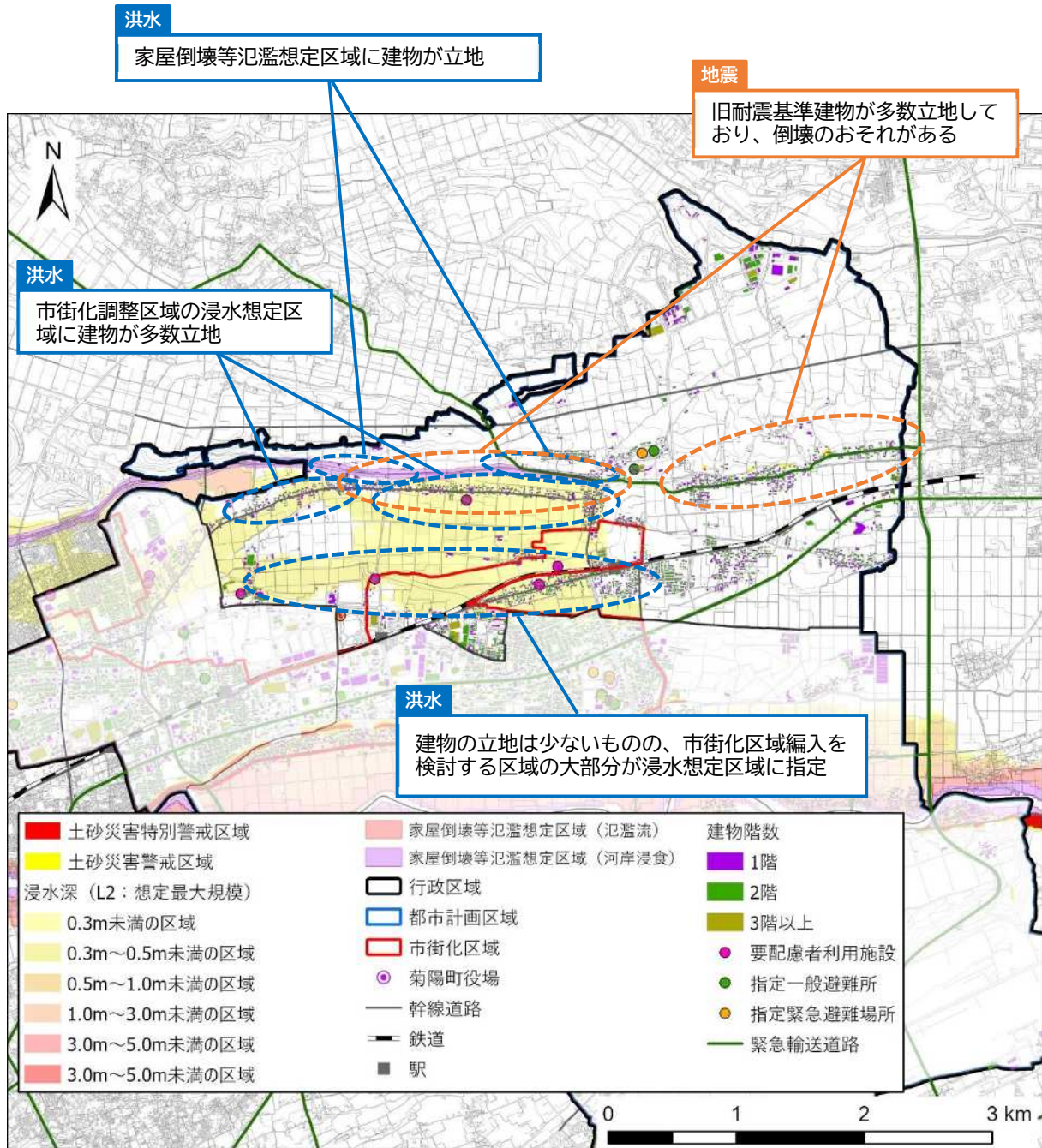


図 4-14 菊陽北小学校地区における防災上の課題

(4) 菊陽西小学校地区における課題

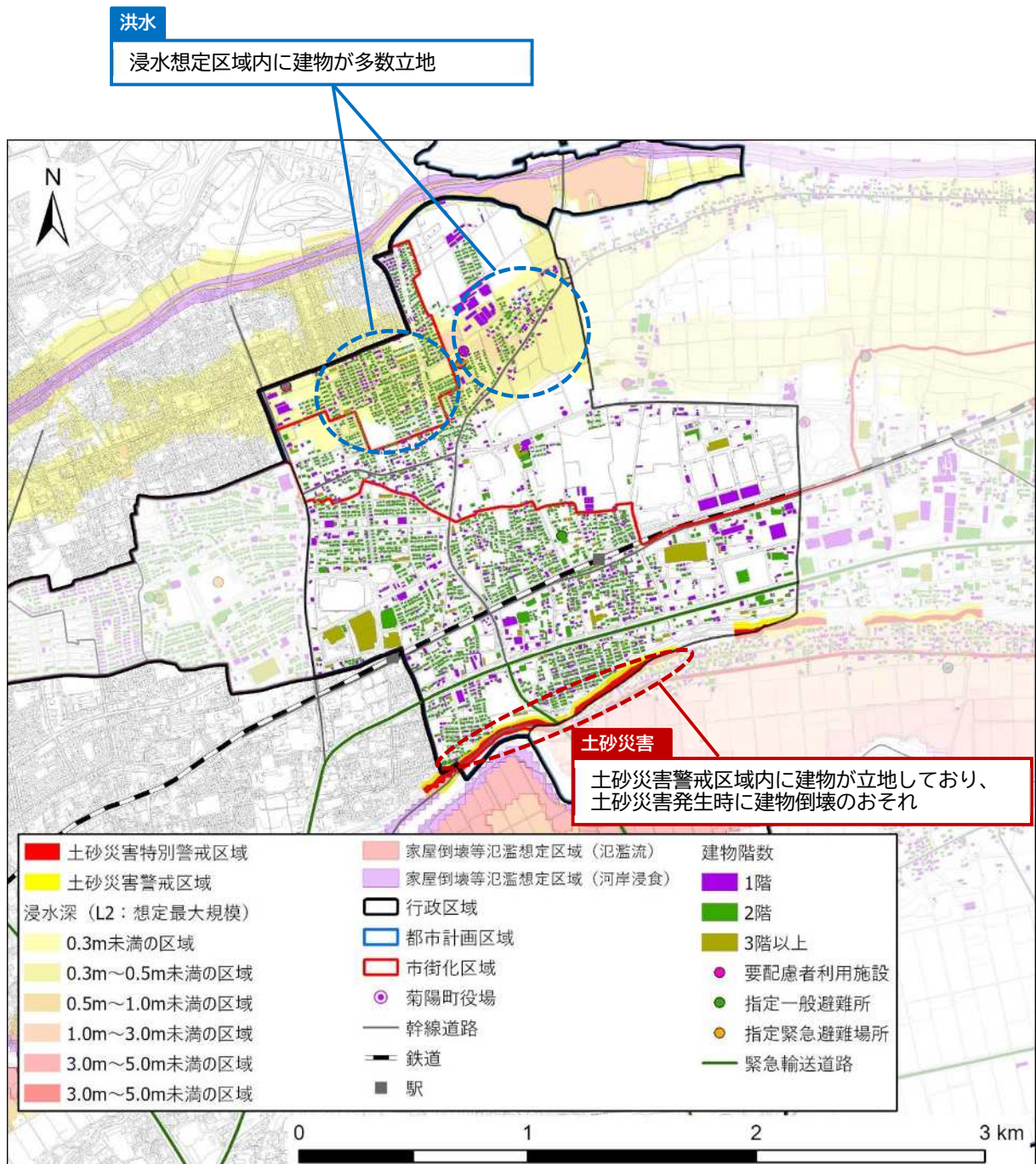


図 4-15 菊陽西小学校における防災上の課題

(5) 武蔵ヶ丘小学校地区における課題

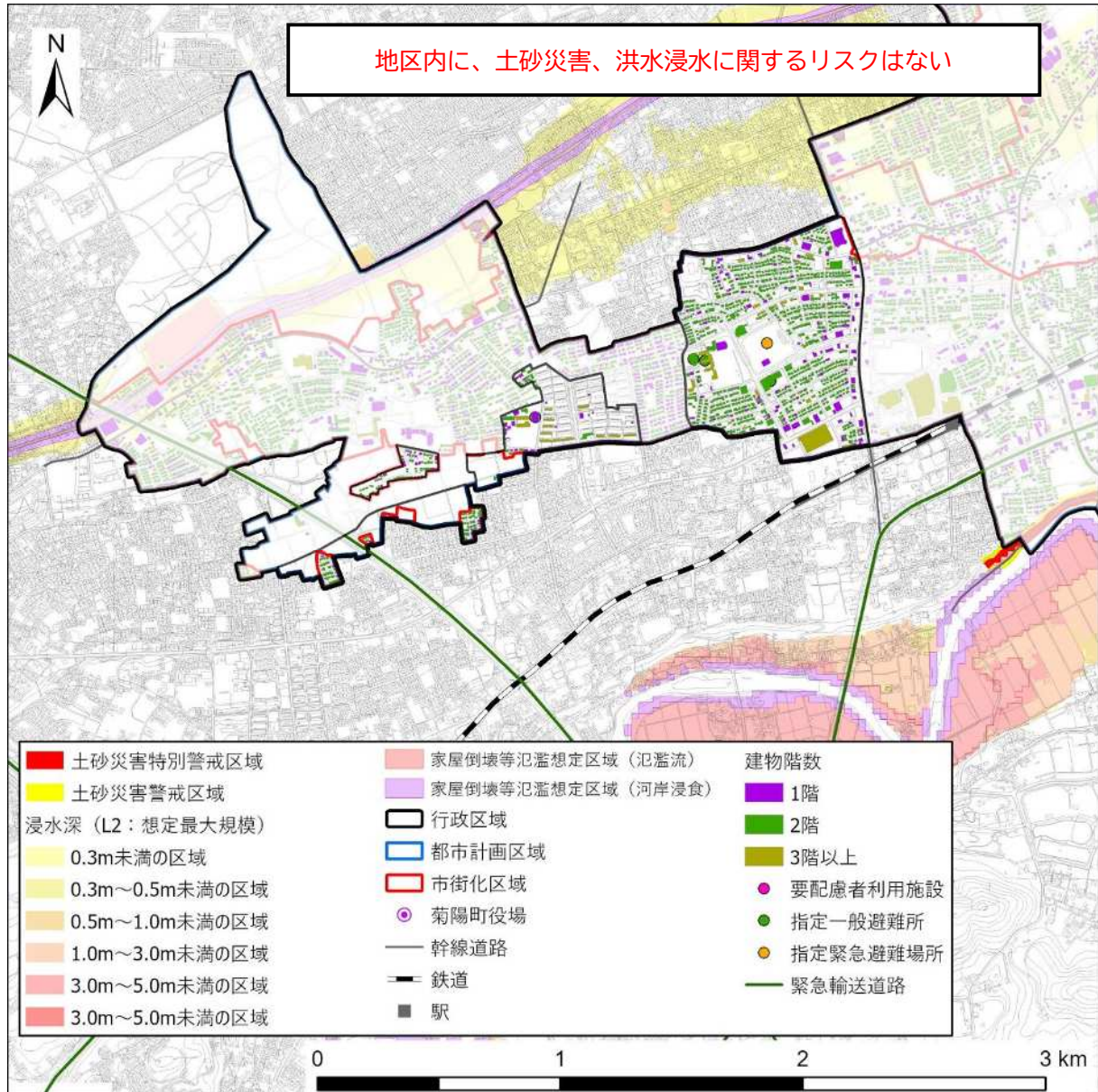


図 4-16 武蔵ヶ丘小学校地区における防災上の課題

(6) 武蔵ヶ丘北小学校地区における課題

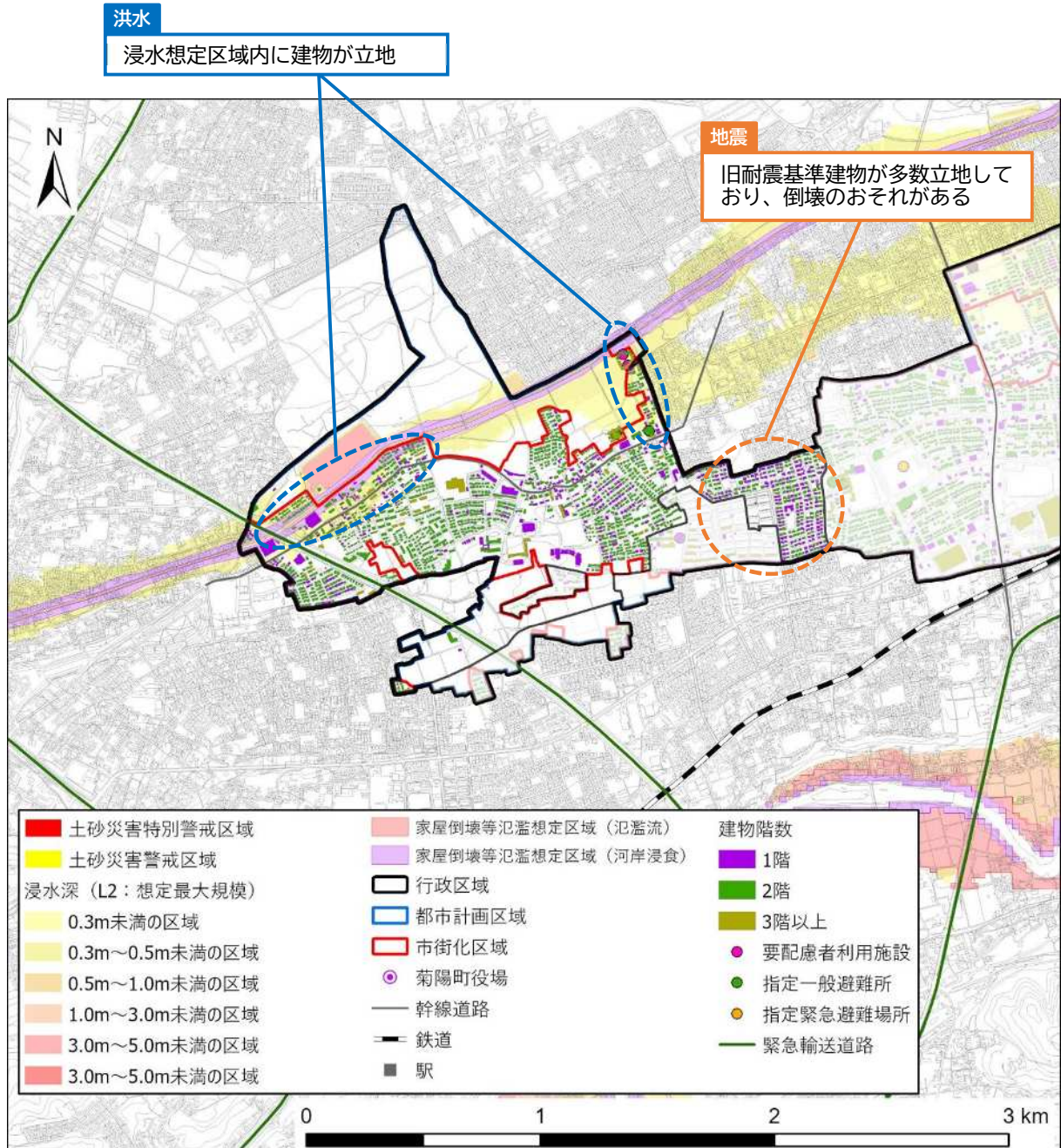


図 4-17 武蔵ヶ丘北小学校地区における防災上の課題

## 4-2 防災まちづくりの将来像・取組方針

前項で抽出した課題を踏まえて、防災・減災まちづくりに向けた将来像（防災上の対応方針）を整理するとともに、菊陽町の立地適正化計画における災害ハザードの取り扱いの考え方を検討・整理しつつ、防災上の課題の解決に向けた方針について検討を行います。

### 4-2-1 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりを推進するためには、ハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、リスクの回避・低減に努めるとともに、リスク分析の結果や課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識し、地域住民と共有した上で土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要となります。

本町では、都市防災の考え方について、災害を未然に防止する「防災」の考え方だけでなく、平常時から対策を行っておくことで被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を中心に据えた取組を推進しています。

そこで、防災まちづくりの将来像については、菊陽町都市計画マスタープランや菊陽町地域防災計画に基づくとともに、立地適正化計画の誘導方針を踏まえ以下のとおり設定します。

「菊陽町地域防災計画・水防計画」における基本理念

「災害に強い とともに 輝き 成長しつづけるまち 菊陽」

防災指針まちづくりの将来像

災害による被害を低減し、安心感をもって暮らせるまち

## 4-2-2 取組方針

防災まちづくりの将来像に実現に向けた取り組み方針を検討します。

取組方針の検討にあたっては、町が自ら講じる施策のほか、国、都道府県、民間事業者等の他の主体が講じる対策との連携を検討することが重要であり、関係部局との連携及び調整を十分に図ることが必要です。また、他の主体による対策の取組方針についても、その内容を実施主体と合わせて明示することが考えられます。

本町の防災まちづくりにおける取組方針については、各種関連計画に記載されている対策等より、ハード、ソフト両面から整理しました。

| 取組方針          | 取組内容  |
|---------------|---|
| 都市基盤の整備推進     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、市街地整備を推進する区域については、災害による人命や財産への被害を最小限に抑え、安全な市街地を形成することが必要です。そのため、河川や道路、下水道等の都市基盤の整備を関連事業と連携しながら推進し、市街地の安全性を高めます。</li></ul>  |
| 災害発生時の避難機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害発生時に、災害対応拠点や地域の避難拠点を整備するとともに、防災機能を連携することで町全体の防災力の向上を図ります。また、災害時においても本来の機能を維持できる都市基盤や防災関連施設、緊急輸送道路等の道路ネットワークの維持・管理に努めます。</li></ul>   |
| 地域防災力の向上      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害発生時には、自分や周りのひとの命を守るためにどのような行動が必要か、限られた時間の中で判断しなければならない状況におかれます。人的被害を最小限に抑えるために、災害時にも適切な判断が行えるよう、災害リスク情報の周知徹底や避難訓練等、防災意識の向上を図るとともに、自助、互助、共助及び公助の適切な役割分担による災害対応力の強化に取り組みます。</li></ul> |

### 4-3 具体的なハード・ソフトの取組

「誘導施設・誘導区域等の検討」で検討する居住・都市機能誘導区域における災害リスクを踏まえて、防災対策・安全確保策の実施に向けた施策、施策の方向性を以下に整理します。

#### 4-3-1 共通の取り組み

| 施策                 | 施策の方向性  |
|--------------------|---|
| 円滑な避難のための道路整備      | ・大規模地震等の発生時、交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路や橋梁の整備を推進していきます。   |
| 住宅の耐震化             | ・大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進していきます。   |
| 空き家対策              | ・大規模災害時、適切に管理されていない建物は老朽化し倒壊や延焼の危険性があることから、空き家対策を実施していきます。  |
| 防災拠点の整備            | ・大規模災害時、物資等の提供及び救出・救助が遅れ、多数の死傷者の発生が懸念されることから、支援物資の供給や応援部隊の活動及び避難者の受け入れを行う拠点を整備していきます。   |
| 要配慮者対策の推進          | ・高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・共有化、避難行動計画の作成や、研修等の支援及び住民参加による防災訓練等を平時から対策を推進していきます。                            |
| 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 | ・大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化を行っていきます。                     |
| 消防団における人員、資機材の整備促進 | ・消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図っていきます。   |
| 防災訓練の実施            | ・大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高めていきます。  |
| 自主防災組織の活動の強化       | ・大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、防災実動機関や消防団等の到着に時間を要した場合、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応していきます。 |
| 災害ボランティアとの連携       | ・大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整えていきます。   |
| 避難所の体制整備           | ・大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備していきます。                                 |
| 通信手段の機能強化          | ・大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備していきます。  |

| 施策                            | 施策の方向性  |
|-------------------------------|---|
| 道路整備                          |   |
| 物資輸送ルート<br>の確保に向けた道路<br>整備    | ・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していきます。 |
| 孤立集落の発生防<br>止に向けた道路整<br>備     | ・大規模災害時、道路寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要です。  |
| 救助・救急ルート<br>の確保に向けた道<br>路整備   | ・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していきます。         |
| 医療活動の支援ル<br>ートの確保に向け<br>た道路整備 | ・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していきます。         |
| 交通ネットワーク<br>の確保に向けた道<br>路整備   | ・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していきます。     |
| 迅速な復旧・復興<br>に向けた道路整備          | ・大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と他市町村を結ぶ道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保していきます。           |

#### 4-3-2 洪水災害リスクに対する取組

| 施策                              | 施策の方向性  |
|---------------------------------|---|
| 災害リスクが高いエ<br>リアの居住誘導区域<br>からの除外 | ・家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域では、人命被害が発生するおそれがあることから、居住誘導区域に含めません。   |
| 治水対策                            | ・本町は、河川法適用の河川である白川と堀川及び下井手等を有し、近年は局地的集中豪雨に伴う洪水等により大きな被害を受けつつあるため、治水事業の計画的推進を図ります。<br>・河川管理者をはじめとする流域の関係者で構成する協議会を設置し、流域全体で実施すべき治水対策を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を推進します。 |
| 河川水位情報の収集<br>及び周知対策             | ・台風や集中豪雨により河川の氾濫が危惧される場合、避難情報提供や被害拡大防止のため、気象庁や国土交通省、県等から積極的に情報を収集します。<br>・避難指示等を発令した場合には、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により住民に周知します。                              |
| 浸水被害の防止に向<br>けた河川整備等            | ・大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めていきます。  |
| 適切な森林整備の推<br>進                  | ・台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進していきます。   |

### 4-3-3 土砂災害リスクに対する取組

| 施策                      | 施策の方向性   |
|-------------------------|--|
| 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外 | ・ 土砂災害は発生から被害を受けるまでの時間が非常に短く、人命・財産に対する被害に直結するおそれがあることから、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めません。   |
| 情報収集及び周知対策              | ・ 気象庁ホームページ、県統合型防災情報システム等で雨量や土砂災害危険箇所の情報を収集し、また現地へ職員を派遣し情報を収集する等、情報収集体制の確立を図ります。<br>・ 土砂災害警戒情報を受理し、避難指示等を発令した場合、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により、住民に周知します。 |
| 土砂災害危険住宅移転対策            | ・ 「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、平成27年（2015年）度から県が開始している「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」について、県と連携のもと、危険な区域から安全な区域への移転促進を図っていきます。                                |

### 4-3-4 地震災害リスクに対する取組

| 施策                       | 施策の方向性   |
|--------------------------|--|
| 耐震化に向けた環境整備              | ・ 「菊陽町建築物耐震改修促進計画（平成29年2月改定）」、「熊本県建築物耐震改修促進計画（令和8年3月策定）」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進します。           |
| 公共建築物の耐震化                | ・ 庁舎では、天井・照明等非構造部材の耐震化を進めるとともに、災害に強い庁舎の在り方について検討します。<br>・ 社会教育施設、社会福祉施設、町営住宅及び小・中学校等の公共施設では、建物本体の耐震化とともに、天井・照明等非構造部材の耐震化を進めます。               |
| 一般建築物の耐震診断・耐震改修についての知識普及 | ・ 耐震改修等により建築物の適切な維持が図れるよう、住宅の耐震診断の方法等について広報を行い、知識普及に努めます。<br>・ 県の住宅耐震化補助を活用しつつ、木造住宅の耐震化を促進します。また、建築士を対象とした耐震診断講習会の開催や町民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化します。 |
| 落下物による危険防止               | ・ 建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行います。  |
| ブロック塀等の倒壊防止              | ・ ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行います。  |
| 家具等の転倒防止対策               | ・ 町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレット等により、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行います。   |

#### 4-3-5 災害リスクに対する具体的な取組

今後、都市機能や居住の誘導を図り、まちづくりを進める上で、どの地域でどのような施策を実施するかわかりやすく整理するため図化しました。

##### (1) 菊陽南小学校地区における取組

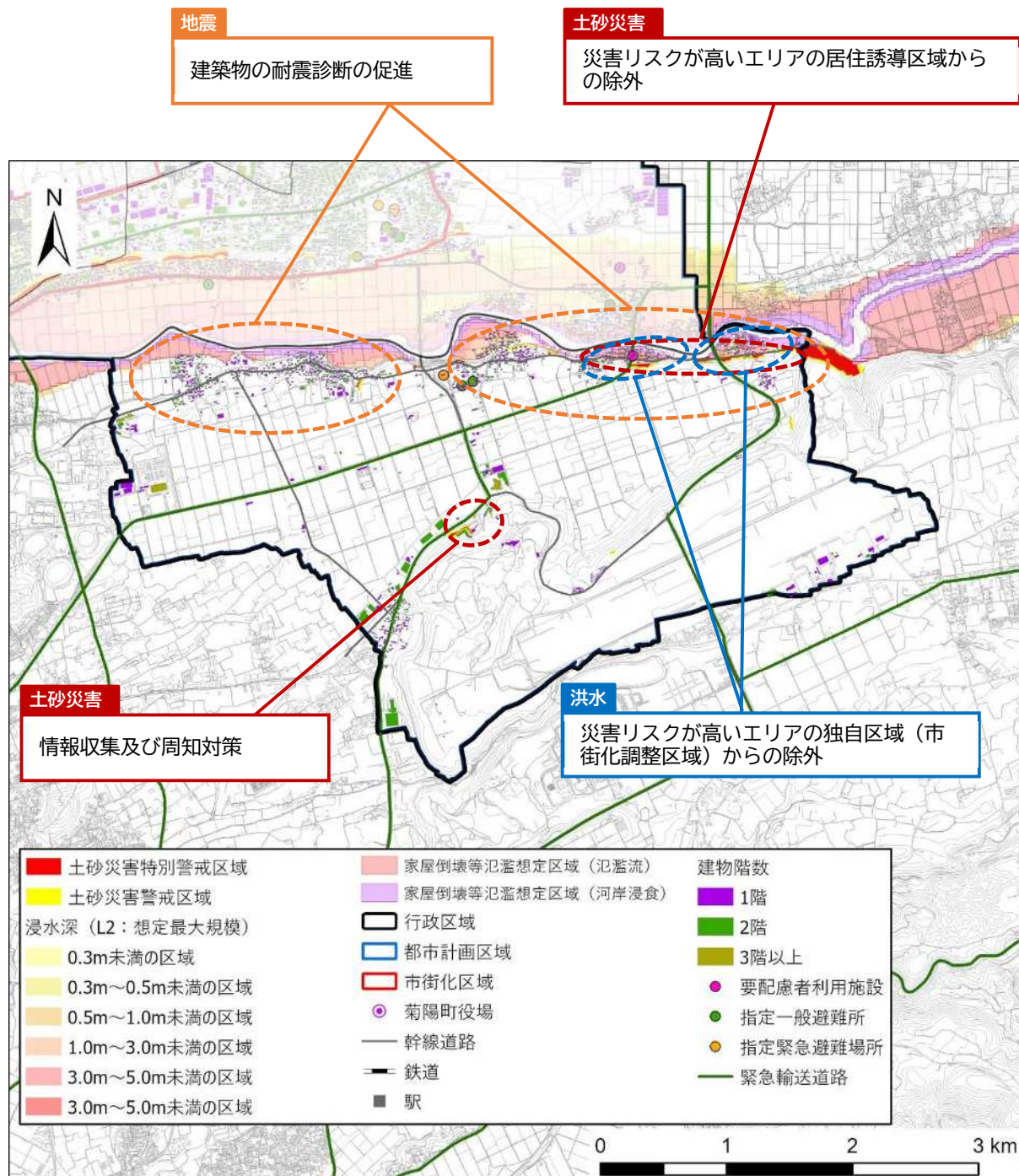


図 4-18 菊陽南小学校地区における課題を踏まえた取組状況

(2) 菊陽中部小学校地区における取組

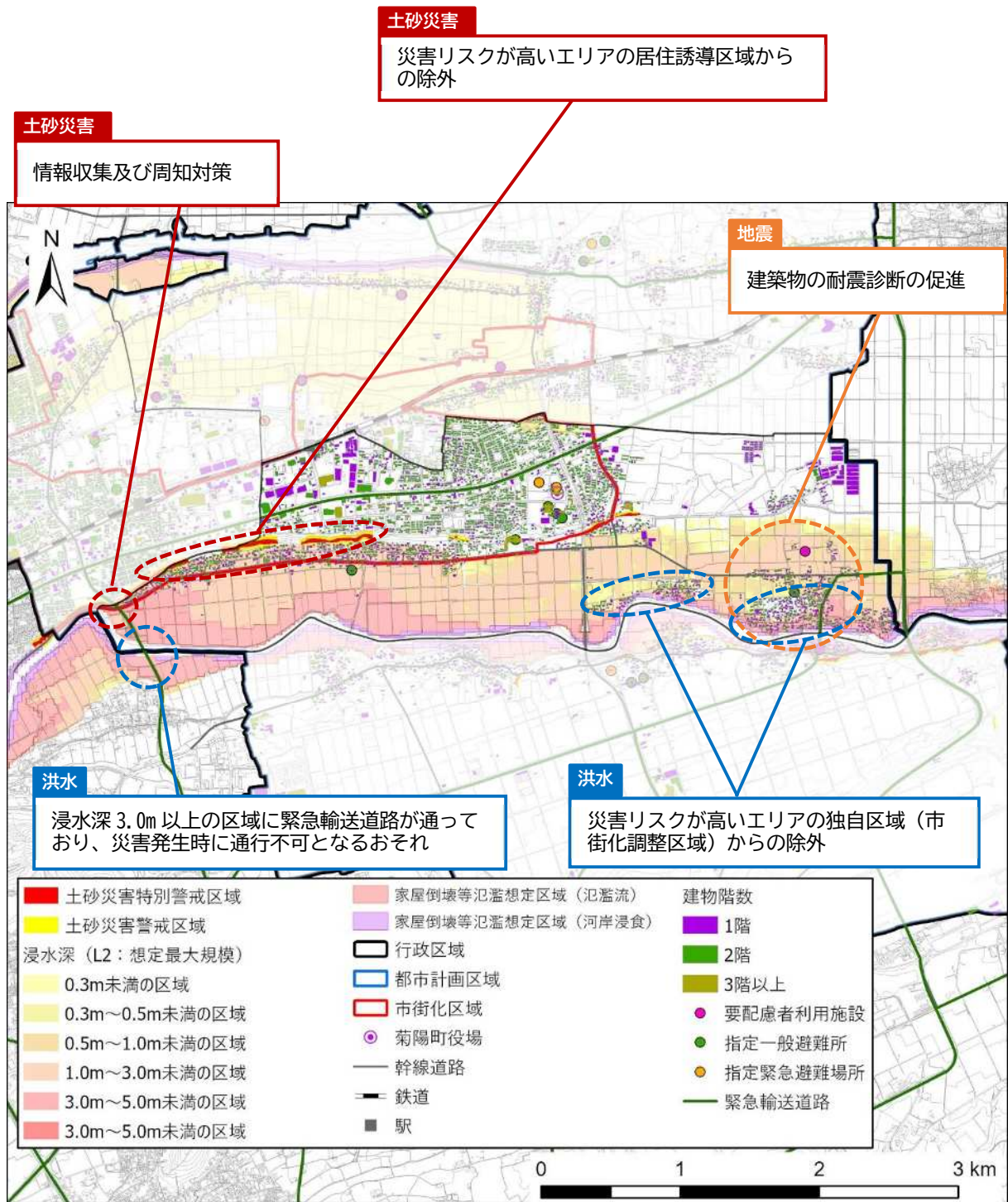


図 4-19 菊陽中部小学校地区における課題を踏まえた取組状況

(3) 菊陽北小学校地区における取組

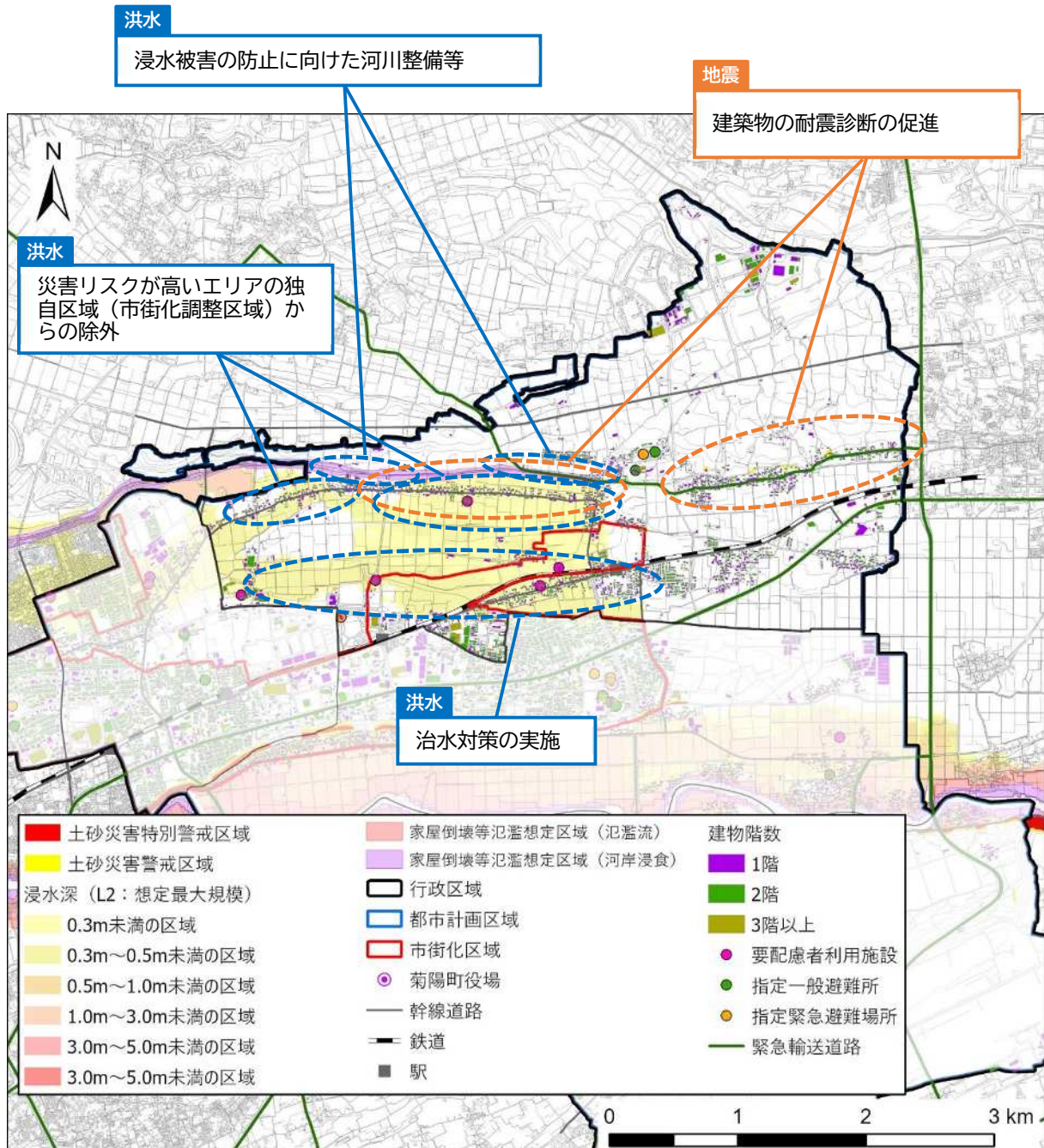


図 4-20 菊陽北小学校地区における課題を踏まえた取組状況

(4) 菊陽西小学校地区における取組

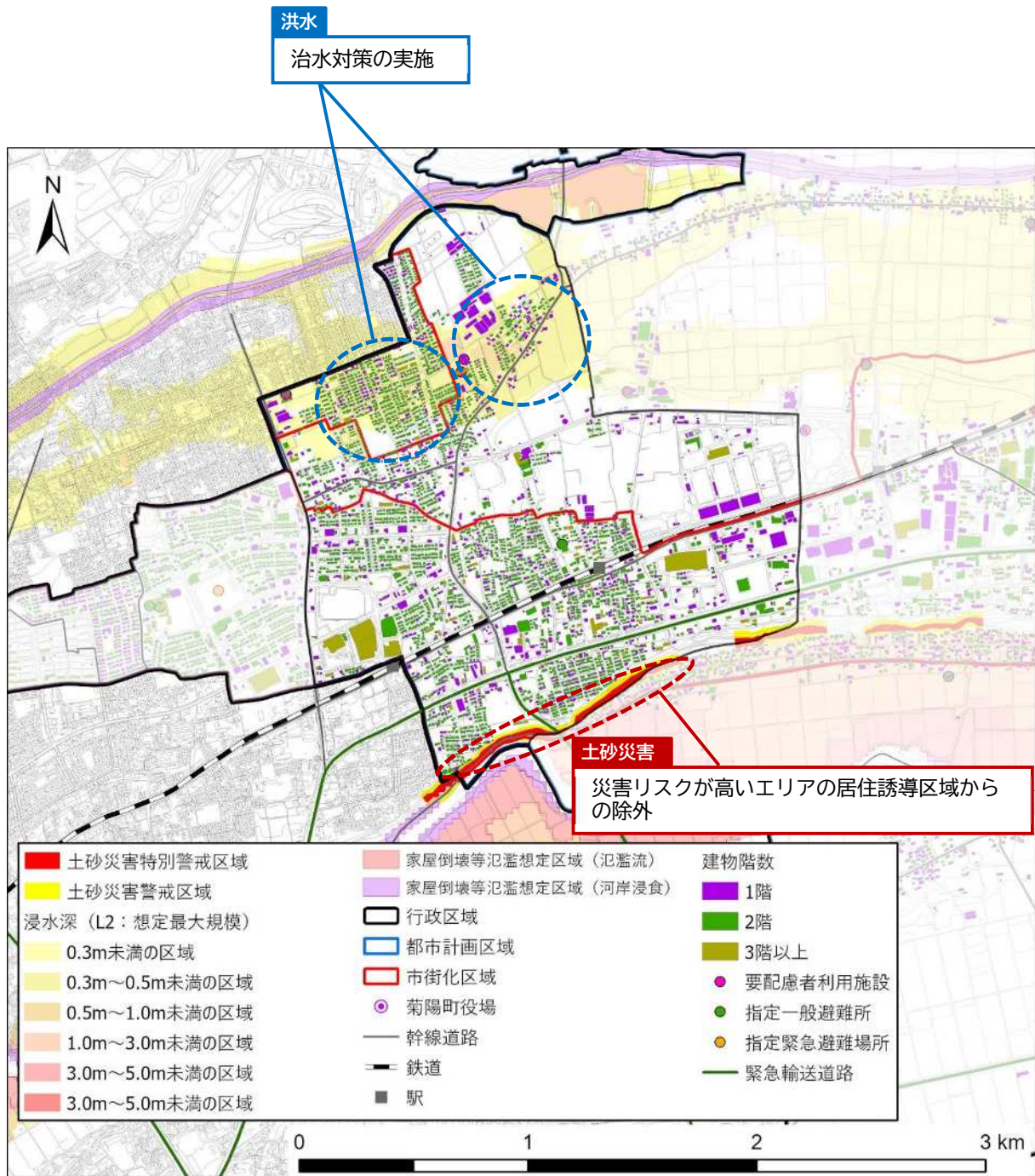


図 4-21 菊陽西小学校における課題を踏まえた取組状況

(5) 武蔵ヶ丘小学校地区における取組

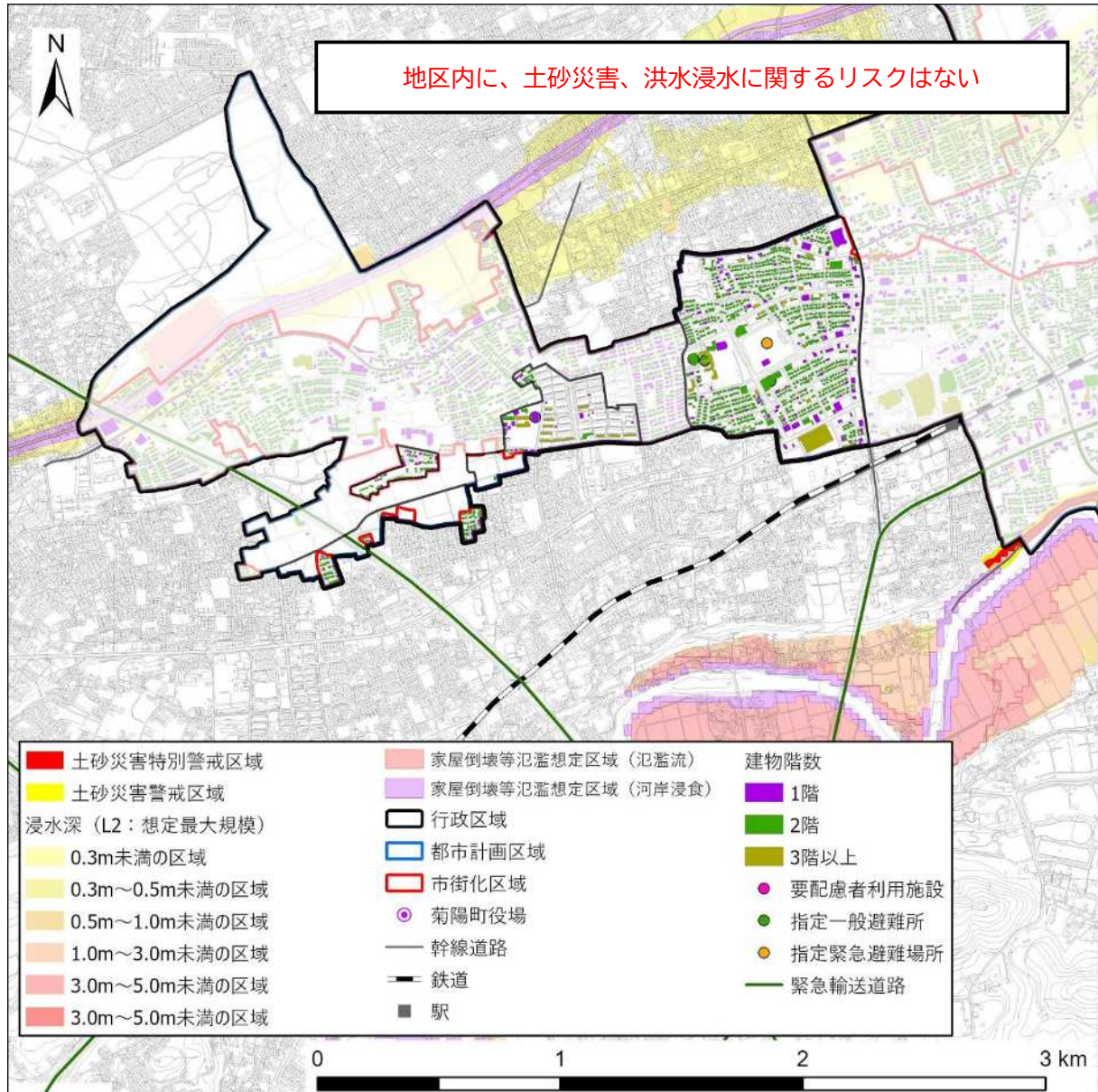


図 4-22 武蔵ヶ丘小学校地区における課題を踏まえた取組状況

(6) 武蔵ヶ丘北小学校地区における取組

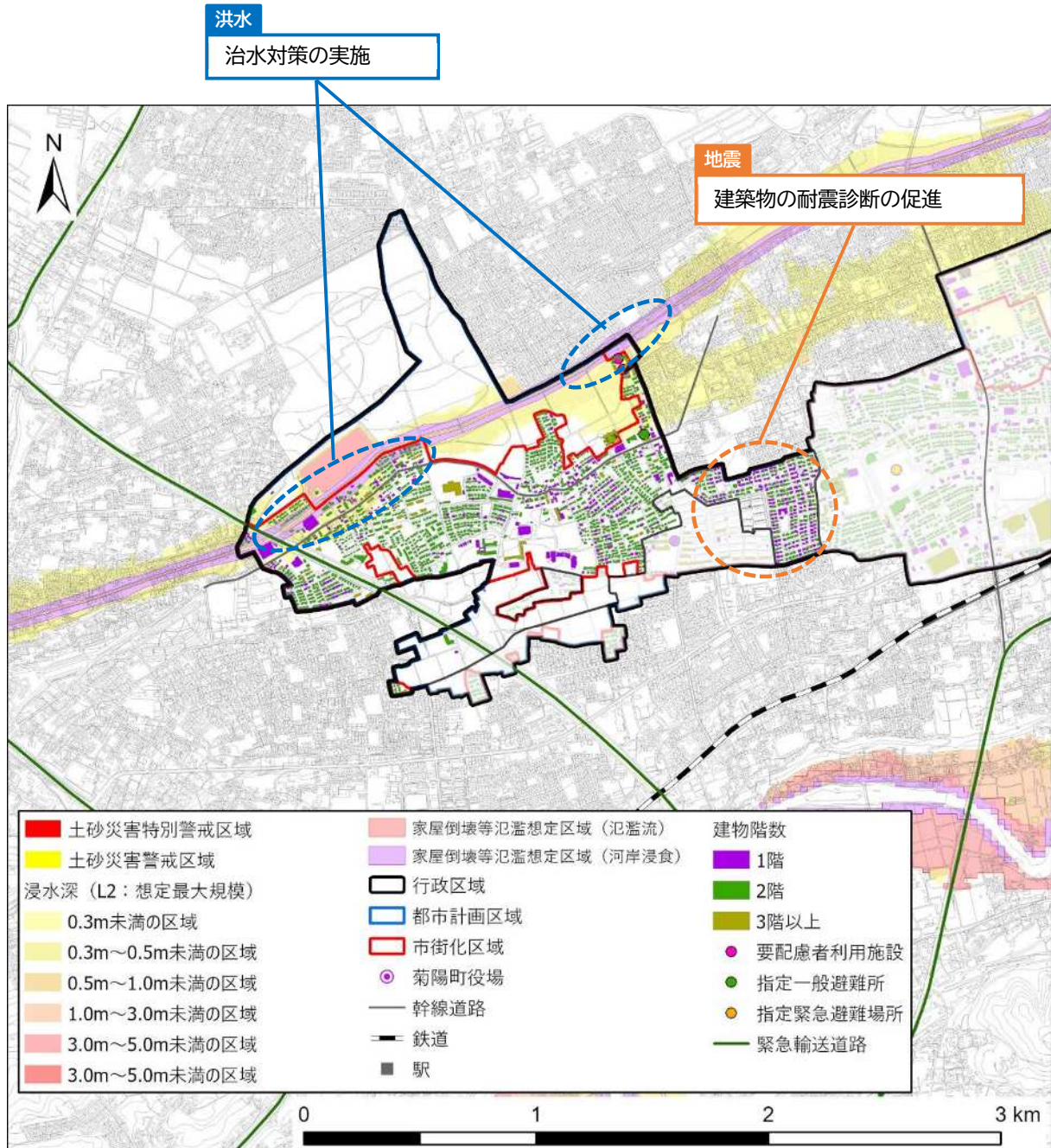


図 4-23 武蔵ヶ丘北小学校地区における課題を踏まえた取組状況

#### 4-4 取組スケジュールと目標値

防災指針に基づく防災対策・安全確保策は、計画的に進める必要があるため、目標年次に至るまでの短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）の達成目標についても設定することが考えられます。

実効的な計画とするために、災害リスクが高い地域の居住人口の相対的な減少や災害リスクに対する居住エリアの安全性強化の取組の進捗等を住民等に分かりやすく示すため、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値を設定することが必要です。

また、立地適正化計画の作成又は変更を行った後、5年以上経過する場合や災害が発生した場合には、計画の効果を評価し、適時・適切に取組を追加・変更することが必要です。

「4-3」で検討するハード・ソフトの取組について、実施時期の目標を検討し、取組スケジュールを整理します。

また、計画的な取組の実施することにより達成すべき目標を検討するとともに、評価指標及び目標値を検討・設定します。

#### 4-4-1 取組スケジュール

取組に関するスケジュールを以下に示します。スケジュールは目標年次に至るまで短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の達成目標について設定します。

表 4-3 取組スケジュール

| 具体的な取組                      | 実施主体<br>(案) | スケジュール (案) |             |             |
|-----------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|
|                             |             | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| <b>1. 共通の取組</b>             |             |            |             |             |
| (1) 円滑な避難のための道路整備           | 国・県・町       | →          | →           | →           |
| (2) 住宅の耐震化                  | 県・町         | →          | →           | →           |
| (3) 空き家対策                   | 町           | →          | →           | →           |
| (4) 防災拠点の整備                 | 町           | →          | →           |             |
| (5) 要配慮者対策の推進               | 町           | →          |             |             |
| (6) 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達      | 町           | →          |             |             |
| (7) 消防団における人員、資機材の整備促進      | 町           | →          | →           |             |
| (8) 防災訓練の実施                 | 町           | →          |             |             |
| (9) 自主防災組織の活動の強化            | 町           | →          | →           |             |
| (10) 道路整備                   | 国・県・町       | →          | →           |             |
| (11) 災害ボランティアとの連携           | 町           | →          | →           | →           |
| (12) 避難所の体制整備               | 町           | →          | →           |             |
| (13) 通信手段の機能強化              | 国・県・町       | →          | →           |             |
| <b>2. 洪水災害リスクへの取組</b>       |             |            |             |             |
| (1) 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外 | 町           | →          |             |             |
| (2) 治水対策                    | 県・町         | →          | →           |             |
| (3) 河川水位情報の収集及び周知対策         | 県・町         | →          | →           |             |
| (4) 浸水被害の防止に向けた河川整備等        | 県・町         | →          | →           |             |
| (5) 適切な森林整備の推進              | 県・町         | →          | →           |             |
| <b>3. 土砂災害リスクへの取組</b>       |             |            |             |             |
| (1) 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外 | 町           | →          |             |             |
| (2) 情報収集及び周知対策              | 町           | →          | →           |             |
| (3) 土砂災害危険住宅移転対策            | 町           | →          | →           | →           |
| <b>4. 地震災害リスクへの取組</b>       |             |            |             |             |
| (1) 耐震化に向けた環境整備             | 町           | →          | →           |             |

#### 4-4-2 取組目標

防災まちづくりの将来像の実現に向けて、立地適正化計画の定期的見直し時（おおむね 5 年ごと）や立地適正化計画改定時には、各種取組の効果を調査・分析し、防災対策が着実に  
行われているか把握する必要があります。

そのため、取組の効果がどの程度発現しているかを計測するものとして、客観的かつ定量的な分析・評価ができるように、取組ごとに評価指標を設定します。

取組目標については、上位関連計画との整合性の観点から、上位関連計画で示されている指標の内、本計画における施策内容に該当するものを設定します。

表 4-4 防災・減災に関する取組目標

| 評価指標                       | 基準値<br>【令和 7 年(2025 年度)<br>※現状値の測定年による | 目標値<br>【令和 27 年(2045 年)】 | 出典等              |
|----------------------------|--|--------------------------|------------------|
| 町行政へ意見や要望が反映されていると感じる町民の割合 | 39.4%                                  | 40.0%<br>(R7)            | 第 7 期菊陽町<br>総合計画 |
| 下水道による雨水対策整備率              | 69.7%                                  | 73.3%                    | //               |
| 自主防災組織率                    | 84.6%                                  | 100.0%                   | //               |